

# 議決事項第1号

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布への対応（案）について

市町村教育委員会と連携した取組について

## 1 学校の設置者及び学校による定期的な調査等の実施等について

【法第17条第1項関係】

### (1) 目的

教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、必要な調査等を行う。

### (2) 調査

- ・ 児童生徒には、アンケートを行う。
- ・ 教育職員等には、校長が直接聞き取り調査を行う。

## 2 (仮称) 教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口の設置について

【法第17条第2項関係】

### (1) 目的

相談・通報窓口を設置することにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見・早期対応を行う。



### (2) 運用開始予定日

令和3年9月1日（水）

相談・通報窓口サンプル

### (3) 窓口の概要

- ・ 県教育委員会と市町村教育委員会が連携して、Google フォームを使用した教育職員等による児童生徒性暴力等の相談・通報窓口を共同設置する。
- ・ 通報があった場合は、県教育委員会と市町村教育委員会（県立学校の場合は校長）へ同時に通知される。
- ・ 相談があった場合は、相談者が相談を希望する教育委員会（県、市町村、または両方）へ通知される。
- ・ 県教育委員会と市町村教育委員会（校長）が連携して、早期対応・解決を図る。

### (4) 周知について

- ・ 市町村教育委員会や学校を通じて、保護者等に文書を配布する。
- ・ 県内の公立学校の教職員に対しては、県教育委員会から直接メールにより、メッセージを送り、窓口の設置について周知するとともに、性暴力の防止等を啓発する。

## 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の発生時の対応について

教育職員による児童生徒等への性暴力等が明らかになった場合、速やかに学校現場の混乱を正常化させるための次の取組を行う。

- ・ 早期の事実確認・処分
- ・ 児童生徒の心身のケアのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家の派遣
- ・ 代替教員の早期配置（必要があれば、県教育委員会事務局職員等を一時的に派遣）
- ・ その他、必要なことがあれば、臨機応変に対応する。

# 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要

**目的** 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

**定義** 「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。  
(※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。)  
「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。

**禁止行為** 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

**理念  
責務等** ◎基本理念（施策の推進に当たっての基本的認識、児童生徒等の安心の確保、被害児童生徒等の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等 等）  
◎国等の責務（国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等）  
◎法制上の措置等 について規定

**基本指針** 文部科学大臣は、基本指針を策定。

**防止に関する措置** ① 教育職員等に対する啓発  
② 児童生徒等に対する啓発  
③ データベースの整備等  
④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

**早期発見  
対処に関する措置** ① 早期発見のための措置  
② 学校への通報、警察署への通報等  
③ 専門家の協力を得て行う調査  
④ 児童生徒等の保護支援等  
⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処

**再免許の特例** ◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる。  
※ 児童生徒性暴力等を行ったことで免許失効等となった者は、現行の教育職員免許法の欠格期間経過後、上記の厳しいルールに基づき再免許授与の可否を判断。

**施行期日** ◎一部の規定を除き、公布の日から起算して一年以内に施行

**検討** ◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討  
◎3年後の見直し

## 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 抜粋

### (目的)

第一条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

- 2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
  - 一 学校に在籍する児童又は生徒
  - 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）
- 3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。
  - 一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十七条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
  - 二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。
  - 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。
  - 四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを作ること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。
    - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
    - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
  - 五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを作ること（前各号に掲げるものを除く。）。

4～6 略

### （児童生徒性暴力等の禁止）

第三条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

### （教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置）

- 第十七条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。